鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、しっかり守る農林基盤交付金(市町村が実施する県内の農林業生産基盤の整備及び補修並びに放置ため池、山腹水路等の防災措置を支援するため、県が市町村に対して交付する交付金をいう。以下「本交付金」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市町村の農林業及び農山村の振興に資することを目的とする。

(交付金の対象)

- 第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表の左欄に掲げる事業(次に掲げる事業 を除く。以下「対象事業」という。)に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。
 - (1) 当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業
 - (2) 当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業
 - (3) 知事が別に定める場合を除き、受益者の数が1以下である事業
 - (4) 国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業
- 2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する別表の右欄に掲げる経費(人件費その他の経費で知事が別に定めるものを除く。以下「対象経費」という。)とする。

(交付金の額)

第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次条第2項の個別最低保証額と第5条第2項の個別調整交付額の合計額とし、それぞれ対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とする。

(最低保証額)

- 第4条 最低保証額(市町村が対象事業を実施する場合において、当該市町村に対して最低限保証する交付金をいう。以下同じ。)の総額は、次のいずれか低い額とする。
 - (1) 予算で定める本交付金の総額に10分の8を乗じて得た額
 - (2) 第6条の年度事業実施予定調書に記載された各市町村の県交付金要望額(以下「個別要望額」という。)の合計額
- 2 各市町村の最低保証額(以下「個別最低保証額」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該 各号に定める額とする。
 - (1) 前項第2号の額が同項第1号の額以下である場合 当該市町村の個別要望額
 - (2) 前項第2号の額が同項第1号の額を超える場合 同項の規定による最低保証額の総額に、個別要望額を 同項第2号の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 3 総合事務所長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。)は、その年度の4月20日までに、当該年度における個別最低保証額に係る本交付金の交付予定額を、各市町村長に対し通知するものとする。

(調整交付額)

- 第5条 調整交付額(第1条の目的を達成するため、個別最低保証額だけでは不足する市町村又は緊急を要する 対象事業を行う市町村に対して交付する交付金をいう。以下同じ。)の総額は、予算で定める本交付金の総額 から前条第1項の規定による最低保証額の総額を減じた額とする。
- 2 各市町村の調整交付額(以下「個別調整交付額」という。)は、前項の規定による調整交付額の総額の範囲内で、当該市町村長の申請に基づき、その実施する対象事業の緊急性、妥当性等を勘案して総合事務所長が

決定した額とする。

(年度事業実施予定調書)

第6条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の前年度の3月末日までに、年度事業実施予定調書(様式第1号)を総合事務所長に提出しなければならない。

(最低保証額に係る本交付金の交付申請)

第7条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の5月1日から1月末日までの間に、様式第2号による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

(最低保証額に係る本交付金の交付決定)

- 第8条 総合事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するものとする。
- 2 本交付金の交付額の決定(以下「交付決定」という。)は、前条の申請書を受理した日から30日以内に行うものとする。
- 3 総合事務所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

(調整交付額に係る本交付金の交付申請)

第9条 個別調整交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の7月1日から1月末日までの間に、様式第2号(当該年度に前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号)による申請書を総合事務所長に提出しなければならない。

(調整交付額に係る本交付金の交付決定)

- 第10条 総合事務所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定(本交付金の交付額の増額の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。
- 2 交付決定は、前条の申請書を受理した日から30日以内に行うものとする。
- 3 総合事務所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

(交付決定に係る対象事業等の変更等)

- 第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長(以下「交付決定市町村長」という。)は、当該交付決定に係る本交付金の交付額(次項の通知をした場合にあっては、減額後の交付額。以下同じ。)を超えない範囲内において、総合事務所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことができる。
- 2 交付決定市町村長は、本交付金に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額(以下「交付不要額」という。)があるときは、総合事務所長に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。
- 3 交付決定市町村長は、総合事務所長から協力を求められたときは、その求めに応じて前項の通知(交付不要額がないときは、その旨の通知)をするものとする。

(対象事業の着手)

第12条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、第8条第3項の規定による交付決定の通知を受けずに、 その年度の初日から個別最低保証額に係る対象事業に着手することができる。

(最低保証額に係る本交付金の概算払)

- 第13条 総合事務所長は、交付決定市町村長から請求があるときは、個別最低保証額に係る本交付金の交付額に 2分の1を乗じて得た額を上限として、その年度の12月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に 応じ、概算払の方法によりその年度の12月末日までに本交付金を支払うものとする。
- 2 前項の規定による本交付金の概算払は、交付決定市町村長から適正な請求を受けた日から2週間以内に行うものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定市町村長は、その年度の3月末日までに、様式第4号による報告書を総合事務所長に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第15条 総合事務所長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。

(交付金の額の確定)

- 第16条 総合事務所長は、前条の審査及び検査において、対象事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認めたときは、その年度の翌年度の4月末日までに、本交付金の交付額を必要に応じて変更し、本交付金の交付額を確定するものとする。
- 2 総合事務所長は、本交付金の交付額を確定したときは、報告書を提出した交付決定市町村長に通知するものとする。

(本交付金の精算払)

- 第17条 前条第2項の規定による通知(以下「交付額確定通知」という。)を受けた交付決定市町村長は、総合事務所長に本交付金の支払を請求するものとする。
- 2 前項の規定による本交付金の支払請求額は、交付額確定通知による本交付金の交付額から第13条第1項の規定による本交付金の概算払の額を差し引いた額とする。
- 3 総合事務所長は、第1項の規定による適正な請求を受けた日から2週間以内に本交付金を支払うものとする。

(財産の処分の制限)

- 第18条 実施市町村長(対象事業を実施した市町村長をいう。以下同じ。)は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的を達成するため、適正に管理しなければならない。
- 2 実施市町村長は、前項の財産のうち次の掲げるものを、総合事務所長の承認を受けないで、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)を経過したときは、この限りでない。
 - (1) 不動産
 - (2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (3) 前2号に掲げるものの従物
 - (4) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

- 第19条 実施市町村長は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、総合事務所長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、総合事務所長がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、実施市町村長は、これに従わなければならない。

(書類の保存)

- 第20条 実施市町村長は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を、対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
 - (1) 本交付金の出納の状況
 - (2) 対象事業の遂行の状況
 - (3) 対象事業に係る収入及び支出の状況
- 2 実施市町村長は、前項に規定するもののほか、対象事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものがあるときは、財産管理台帳(様式第5号)その他関係書類を保存しなければならない。

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第21条 鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)第9条、第21条及び第22条の規定は、本交付金 について準用する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、本交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度における特例)

2 平成21年度における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	その年度の4月20日まで	平成21年 5 月20日まで
第6条	その年度の前年度の3月末日まで	平成21年4月末日まで
第7条	その年度の5月1日から1月末日までの間	第4条第3項の規定による交付予定額の通知
		を受けた日から平成22年1月末日までの間

別表(第2条関係)

	(N = N N N	
	対象事業	対象経費
1	農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業	次に掲げる農業生産基盤の新設、改良及び補修に係
		る事業に要する経費
		(1) 農業用用排水施設
		(2) 農道
		(3) 暗きょ排水
		(4) 客土
		(5) 区画整理
		(6) 農地造成
		(7) 農用地保全
		(8) ため池
		(9) その他土地改良施設等
2	林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事	左欄の対象事業に要する経費
美	Ĕ	
3	放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に	左欄の対象事業に要する経費
仔	系る事業	

様式第1号(第6条関係)

年度しっかり守る農林基盤交付金年度事業実施予定調書

1 市町村農林業生産基盤に係る整備方針

2 事業内容

種	別	•	項	目	数	量	単	価	事	業3	費	県交付金額	市町村費	整備理由	備	考
								田			円	円	円			

合	計			

様式第2号(第7条・第9条関係)

年 月 日

職氏名様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金交付申請書

年度しっかり守る農林基盤交付金の交付を受けたいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則 第7条(第9条)の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の内容及び事業費

(単位:円)

				内 訳		
事業種別	数量	事 業 費	県交付金	市町村費	その他	備考
合 計						

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

職氏名様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年度しっかり守る農林基盤交付金について、下記のとおり変更したいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第9条の規定により申請します。

1 変更理由

2 対象事業の内容及び事業費

(単位:円)

事業種別	数量	事 業 費	県交付金	市町村費	その他	備	考
合 計							

注 変更前の事業費等を、()書で上段に記載すること。

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

職氏名様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県しっかり守る農林 基盤交付金交付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費

(単位:円)

事業種別	事 業 費	県交付金	市町村費	その他	備	考

1	İ		İ
合 計			
H #1			

注 交付決定における事業費等を()書で上段に記載すること。

2 事業内容

事業種別	数量	単 価	事業費	事 業 内 容	備考
		円	円		
合	計				

様式第5号(第20条関係)

財産管理台帳

1 機械器具費調書

	,							
事業種別	地区名	型式	取得年月日	耐用年数	数 量	単 価	金 額	備考
						巴	円	
		合		計				

2 財産管理台帳

事業種別	地区名	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は	処分制限期間		処分の状況					備考	
							取得年月	耐	用	処分制	処 :	分	処	分	交付金	
							日	年	数	限年月	の種類	镇	年月	日	返還額	
										日						
					円	円									円	

				ĺ				
				1	1	1		l

注 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第20条第2項に規定する財産を記載すること。